

[沿革] 平成 29 年 10 月 3 日総務第 1461 号改正  
平成 30 年 11 月 9 日総務第 2203 号改正  
令和元年 10 月 18 日総務第 2857 号改正  
令和 2 年 11 月 9 日総務第 2752 号改正  
令和 3 年 10 月 19 日総務第 3432 号改正  
令和 4 年 11 月 14 日総務第 2664 号改正  
令和 5 年 11 月 17 日総務第 2922 号改正

## 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱

### 第 1 趣旨

- この要綱は、道が締結する電力の調達契約について、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、小売電気事業者の電力供給事業における温室効果ガス等の排出の削減その他の環境への負荷低減に配慮した取組に関する要件（以下「環境配慮資格要件」という。）を定めて行う入札（以下「環境配慮入札」という。）の試行に關し必要な事項を定める。
- 環境配慮入札に参加する者に必要な資格に関する事務処理については、法令等並びに競争入札参加資格関係事務処理要綱及び同要領に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 2 対象範囲

環境配慮入札の試行は、高圧受電施設の庁用の電力の調達契約に係る一般競争入札であつて、総務部で執行する入札を対象として行うものとする。

### 第 3 提出書類

環境配慮入札に参加しようとする者の競争入札参加資格申請書（競争入札参加資格関係事務取扱要領別記第 1 号様式）には、環境配慮入札適合証明書（別記様式）及び確認資料（以下「適合証明書等」と総称する。）を添付させるものとする。

### 第 4 環境配慮資格要件

環境配慮資格要件は、第 5 に規定する環境配慮審査基準に適合する者であることとする。

### 第 5 環境配慮審査基準

総務部長は、環境配慮入札に参加しようとする者から提出された適合証明書等の内容を審査し、別表の左欄に掲げる環境評価項目ごとに、同表中欄に掲げる評価区分に応じて同表右欄の点数を付与した合計が 70 点以上である者を、環境配慮審査基準に適合する者とする。

### 第 6 その他

- 環境配慮入札の試行に關し必要な事項は、この要綱に定めがあるもののほか、総務部長が定める。
- この要綱は、「道における環境配慮契約への対応方針」（平成 26 年 3 月 31 日付け環境第 2076 号）に基づき、必要な見直しを行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。